

事務連絡
令和2年4月15日

各基幹型臨床研修病院 管理者 様
各府県医師臨床研修 担当者 様

厚生労働省近畿厚生局
健康福祉部医事課長

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う
研修プログラム等の取扱いについて

平素より医師臨床研修の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医政局医事課より、別添のとおり取扱いが示されましたので周知いたします。
つきましては、取り扱いに遺漏のないようご対応のほどよろしく申し上げます。

【照会先】

近畿厚生局健康福祉部
医事課臨床研修係 縄田
電話：06-6942-2492

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う
研修プログラム等の取扱いについて

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け事務連絡）等（別紙参照）により、適切にご対応いただいているところである。

また、臨床研修病院が取り組む安全管理や研修医の処遇等については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号。以下「省令施行通知」という。）、「臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて」（平成27年2月24日付け医政医発0224第1号。以下「休止等取扱通知」という。）等により、研修プログラムの変更を含め、その取扱いをお示ししているところである。

一部の臨床研修病院においては、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されたプログラムの実施が困難になることが想定されることから、研修プログラムの変更等について、下記のとおり引き続き柔軟な運用を行われたい。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政局長通知）第2の10の（5）における「やむを得ない場合」に該当し、研修プログラムの変更を行う事が認められること。その場合において、基幹型臨床研修病院の開設者は、当該通知に記載のとおり、基幹型臨床研修病院の所在する都道府県に届出を行うこと。
- 2 1により研修プログラムを変更する場合は、必修分野の推奨時期（内科は1年目に行う等）に関わらず、プログラムを組み替えても差し支えないこと。
- 3 特に2年目の研修医において、必修分野である地域医療研修の実施が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症対応への従事等、所属する基幹型研修病院の指示に従い適切に研修を行い、地域医療研修の実施時期については調整を行うこと。
- 4 「臨床研修病院が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組について」（令和2年3月23日付け事務連絡）の4のとおり、研修医が採用後に自宅待機等により研修を休止した場合に加え、院内感染や感染者との濃厚接触等の新型コロナウイルスに起因する理由により研修を休止した場合も、省令施行通知及び休止等取扱通知に規定する90日間を上限とした「その他正当な理由」による休止期間に該当すること。